

多文化共生社会推進計画 改訂スケジュール(案)

資料 2

時期	審議会	その他
H25.5月	第1回審議会(諮問)	
H25.8月	第2回審議会	
H25.10月	第3回審議会	
H25.11月中旬～12月上旬		パブリックコメント
H25.11月		市町村等研修会
H25.12月	第4回審議会	
H26.1月	答申	
H26.2月		25年度2月議会へ提出
H26.3月末		計画策定・公表

多文化共生社会の形成の推進に関する条例（抄）

(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。